

## 令和4年度 第2回 国府地域振興会議議事概要

日 時：令和4年5月31日（火）13時30分～15時00分

場 所：国府町総合支所 第1会議室

出席委員：森原喜久、山崎豪太郎、山田準二、磯見義隆、森田わか子、木下敏明、  
岸本武司、山本暁子、山本辰子

事務局：湯谷支所長、川口副支所長兼地域振興課長、吉田産業建設課長、  
地域振興課中山課長補佐

### ◎会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
  - (1) 鳥取市新市域振興ビジョン推進計画の進捗状況について …… 資料1
  - (2) 地域振興会議で協議すべきテーマについて …… 資料2
- 4 その他
- 5 閉会

### 【議事概要】

- 1 開会（事務局）会議成立確認

- 3 報告事項

- (1) 鳥取市新市域振興ビジョン推進計画の進捗状況について  
（事務局）

＜資料1で説明＞

（委員）

(4)市有施設の適切かつ効率的な管理・活用・処分のところで、旧成器小学校の利活用の検討はなされているか。

（事務局）

施設解体までの条件のもとで、現在アトリエ小学校として福田典高画伯が活用されている。耐震化が図られていない施設であり、基本的に解体の方向ではあるが、予算化ができていない。地元地域からも施設の解体要望が出ている。

旧大茅小学校は地域の方が利用している。旧成器小学校の方は雨漏りなどの問題もあり、早期に解体するのが望ましいと思っている。

（委員）

(4)市有施設の適切かつ効率的な管理・活用・処分のところで、旧成器地区公民館の解体後は駐車場として利用することが決まっているが、旧国府町総合支所庁舎の処分、解体後の活用はどうなっているか。

（事務局）

旧国府町総合支所庁舎は、当初建物付きで売却を検討したが、結局解体処分することになったという経緯がある。一方で、現在中郷橋の架け替えの話があり、中郷橋の架け替えが終わった後、地域で跡地の利活用を検討していくことになる。

(委員)

(2)地域農業振興の侵入防止柵の予算が令和3年度と令和4年度とで随分違うが、どういう内容か。また、営巣木撤去というのはどういうことか。

(事務局)

柵のタイプで異なり、電柵などでは高価になる。営巣木撤去は、サギなどの鳥の巣のこと。

(委員)

(5)安心安全なまちづくりの美しい郷土を築くで、資材支給、刈払機の貸し出しとあるが、どのような内容か。

(事務局)

地元自治会が公園や水辺の楽校、市有施設、道路の法面の除草等の作業される場合には、刈払機の貸し出しや燃料費を補填している。

(委員)

そういうのは、委託費に入っているのではないか。

(事務局)

業者さんをお願いするものとは異なり、協働支援事業として主体的に地元自治会で対応してもらっているものに支援している。

(委員)

(3)の中山間地域の振興の買い物支援事業のところ、補助の対象にはどのような経費があるか？

(事務局)

補助対象経費としては、燃料費や修理費、人件費等がある。

(委員)

移動販売の業者さんの利益は出ているのではないか。

(事務局)

補助経費の主たる部分は、赤字の補填ということになる。

(委員)

当初から移動販売だけでは維持できなくて、見守り活動などを追加するなどして収益を確保する必要があったと、過去の会議で説明を受けている。

(委員)

買い物支援を受ける集落が少なくなっているが何故か。

(委員)

欲しい商品の品揃えが少ない。欲しい商品を伝えると次に持ってきて来てくれるが、買い物なら、今のところ何とかできている。

(事務局)

現在は16集落、2コースで、月・木と土曜日に運行している。平成29年にスタ

ートした時点から清水や岡益、栃本、新井の4集落が脱退している。欲しいものがないということもあるかもしれない。

(委員)

楠城の場合は、おばあさんたちの集まり場所にもなっていて、見守り活動としても有効に機能している。

(委員)

見守り活動については、民生委員さんがいる。

(事務局)

買い物サービスには、見守り活動として、販売時の声掛け、販売時に確認できなかった対象者の戸別訪問がある。

(委員)

(5)安心安全なまちづくりの不法投棄の監視員の活動はボランティアか。

(事務局)

地区公民館単位で5名配置され、年間に1名当たり2,500円の手当てが出ている。不法投棄の通報は9件である。

(委員)

(5)安心安全なまちづくりの自主防災のところで、地元自治会が火事の際に消火栓を使用して消防車が到着するまでに初期消火を完了した事例がある。そのような事例について統計数値を把握しているか。

(事務局)

年間4件程度火事があるが、中には、初期消火が功を奏した事例があることも把握している。その場合は、出動しているので、件数に挙げられていると思う。

## (2) 地域振興会議で協議すべきテーマについて

(事務局)

地域振興会議の設置目的として、条例の第3条 振興会議は、次に掲げる事務を所掌する、とある。

- (1) 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。
- (2) 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議をすること。
- (3) 前2号に定める事項について、市長に意見を述べること。

地域振興会議で調査研究すべき、国府地域全域に係る提案について期限までにご報告いただきたい。

(会長)

新聞記事で、鹿野地域振興会議が市長に提言書を提出したことを知った。国府地域においても事業化等の提案が出来ればと思う。個別課題は、支所で対応、改善されてきた部分がある。一方で「国府町をこういう町にしたい」とかいうことをまとめてみてはどうかと思う。もう少し、視点を変えて国府町のまちづくりを考えてみてはどうかと思う。

次回は、そうした観点から資料 2 の令和 4 年度地域特定課題提案書を提出していただきたい。

5 閉会